

**「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策****【各教科等共通】****「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

**「一斉に大きな声で話す活動」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控えること

**【理科】****「児童生徒がグループで行う実験や観察」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

**【音楽】****「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」**

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること

## 【図画工作、美術、工芸】

### 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

## 【家庭、技術・家庭】

### 「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

## 【体育、保健体育】

### 「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 大声での発声は控えること
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること

# 「接触者のリストアップの基準 学校編」の修正

## 【現行】

### 接触者のリストアップの基準 学校編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。  
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

#### 感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員  
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他(上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

#### 感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他(上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

## 【修正後】

### 接触者のリストアップの基準 学校編(修正版)

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。  
下記に当てはまる人はリストアップしてください。

感染者と手で触れることのできる距離(目安として1m)で、15分以上、  
感染者と飲食や会話等の接触があった児童・生徒、教職員

- ① 感染者と同じテーブルで食事をした
- (例) ② 感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした
- ③ その他(上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

※ マスクを着用していた場合は、リストアップされない場合があります。